

青梅市告示第 6 号

都市計画法(昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号)第 1 9 条第 1 項の規定により、
青梅都市計画地区計画青梅駅前西地区地区計画を決定したので、同法第
2 0 条第 1 項の規定により告示し、同条第 2 項の規定により縦覧に供する。

平成 3 1 年 1 月 1 6 日

青梅市長 浜 中 啓 一

都市計画の種類・名称	都市計画を定める土地の区域
青梅都市計画地区計画 青梅駅前西地区地区計画	青梅市本町および仲町各地内

縦覧場所 東京都青梅市東青梅 1 丁目 1 1 番地の 1
青梅市役所 5 階都市整備部都市計画課

以 上